

総務消防常任委員会会議録

- 1 日 時 令和2年6月11日(木)
午前9時58分～午前10時15分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 吉田 良 副委員長 熊谷克彦
委員 板橋美保 委員 齋 浩美
委員 菊地 忍 委員 丹野政喜
委員 佐藤正博
- 4 欠席委員 なし
- 5 説明のため 総務部長 桜井 淳 一
税務課長 安部 卓
税務課長補佐 仙石 明 光
税務課市民税係長 佐藤 旭 一
税務課固定資産税係長 高橋 敦 詩
税務課納税推進係長 今野 康 弘
- 6 事務局職員 事務局 局長 相澤 幸 也
主幹兼議事調査係長 佐藤 恵 子
主 事 阿部 真 由
- 7 付議事件
(1) 議案第52号 名取市市税条例の一部を改正する条例
議案第55号 名取市都市計画税条例の一部を改正する
条例

午前9時58分 開会

○委員長（吉田 良） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから総務消防常任委員会を開催いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、総務部長及び担当課長等の出席を求めていますので、報告いたします。

以上で報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

議案第52号 名取市市税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 第142条の入湯税の課税免除についてですが、今回「年齢12歳未満の者」から「年齢12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」へと改正され、小学生以下は課税免除になるということを明確にするものだと思いますが、4月2日生まれから翌年の4月1日生まれまでが1学年という学年の考え方からすると、12歳に達する日が4月1日である子供の課税免除の取扱いはどうなるのかについて伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、市民税係長。

○税務課市民税係長（佐藤旭一） 4月1日生まれの子供につきましては、年齢計算に関する法律及び民法第143条において、年齢の数え方、年の取り方については、誕生日の前日が終了する時、つまり深夜0時に年を1つ取る、年齢に達するとなっておりますので、4月1日生まれの方については法律上では3月31日の深夜0時に年齢に達するという事で今回の改正に含まれております。

○委員長（吉田 良） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 民法上での年の取り方についてどれくらいの方がそれを理解しているのかということもあるのですが、もっと分かりやすく小学生以下

などに改正する考え方はなかったのか伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安部 卓） いろいろ検討はしましたが、義務教育学校がある関係で、小学生以下などの規定の仕方だと現在のよりも少し長くなってしまい、複雑になるということでこちらの改正としました。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 附則第28条の新設のところですが、住宅ローンということですが、市民の皆さんからの相談などについてどういった体制を考えているのか伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安部 卓） こちらは新設とはなっておりますけれども、既存の住宅借入金の制度になります。新型コロナウイルス感染症の関係で、例えば入居が遅れてしまって控除が受けられないとか、着工が遅れてどうしても間に合わなくなったなど、そういった方を救済するための特例措置であり、全く新しい制度を新設するわけではありません。現在ある制度が適用されなくなってしまう方について、それを救済するための制度です。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 附則第10条の読替規定の中に、「中小事業者等」とありますが、等も含めて具体的に例示していただきたいです。具体的な事業者、個人事業主も含めて伺います。

○委員長（吉田 良） 答弁、固定資産税係長。

○税務課固定資産税係長（高橋敦詩） 「中小事業者等」とは資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人、資本または出資を要しない法人の場合は常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人となっております。

○委員長（吉田 良） 熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 法人とは具体的に登記をしていない個人事業者等は対象になるかどうか確認させてください。

○委員長（吉田 良） 答弁、固定資産税係長。

○税務課固定資産税係長（高橋敦詩） 法人ではなくても常時使用する従業員

の数が1,000人以下の個人とありますので、個人事業主も対象にはなりません。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今も出ましたが、附則第10条の「中小事業者等に対する償却資産及び事業用家屋の軽減措置」というのは、総務省のホームページなどを見ますと、固定資産税とか都市計画税の軽減措置の部分だと思いますが、それではよろしいでしょうか。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安部 卓） 附則第10条では、委員おっしゃるとおり中小事業者等の固定資産税、都市計画税の特例の分と、附則第10条の2第27項の分も含めて読替えの規定をしております。

○委員長（吉田 良） 菊地 忍委員。

○委員（菊地 忍） 今の固定資産税、都市計画税の軽減措置についてはあくまで申請をしないと受けられないということになると思うのですが、そこはしっかりと周知をしていただきたいと思います。現在もう既に納税が困難な方で徴収猶予を申請されている方もいると思います。例えばその申請を受け付けた中で中小事業者等に該当する方やどれくらい収入が減っているかなど分かるわけですね。そうすると例えばその該当となる30パーセント以上減っている方は2分の1とか、50パーセント以上だとゼロになるという軽減措置を受けられる方がどれだけ収入が減ったかというのを、その申請書類を見れば分かると思います。例えばそういった方に個別に通知を出すなどの考えがあるかお伺いいたします。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安部 卓） 特例の徴収猶予の条件ですと、1カ月分の売上げという対象と、中小事業者であれば3カ月分など全部が全部対象になるわけでもありません。そこで全て把握できるかということも微妙なところがありますし、該当する方を拾うということも実際のところは難しいと思っています。周知の方法については、議会の中でもお話しましたが、広報なとりは全世帯を対象としていますが、中小事業者等ということなので、広報がいいのかそれ以外の方法があるのかということは検討していきたいと思っています。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。熊谷克彦委員。

○委員（熊谷克彦） 新型コロナウイルス感染症に係る影響は大きな企業も小さな企業も受けているのではないかと私は考えております。法律的には中小事業者等が対象ですけれども、市内にはアルコール飲料メーカーや精密機器メーカーなどの大きな事業者があると思いますが、そのようなメーカーにも資本金で該当しないということもあるかと思いますが、もし該当することがあれば積極的にこちらから通知やお知らせをする考えがあるかどうか、改めて確認させていただきます。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安部 卓） 繰り返しになりますが、なかなか対象になるかならないかというのをこちらで把握するのは難しいところです。大枠でこのくらいというのがある中の対象者となるので無駄を承知で大枠で通知を出すというのも県ではしていますけれども、具体的にどのようなお知らせの方法がいいのかということについては、内部で検討している段階で具体的なお答えは今の段階ではしかねるところです。全国的な地方税法改正に伴う改正なので、全国的に周知されていますし、中小企業庁のホームページ等でも詳しくお知らせされていますので、本市でももちろん周知いたしますが、国でも周知を図っているところです。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号 名取市市税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉田 良） 起立全員であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号 名取市都市計画税条例の一部を改正する条例を議題といたします。これより質疑を行います。

質疑はありますか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 附則第16項の読替規定のところで「厳しい経営環境に直面している中小事業者等」ということで追加されていますが、中小事業者等の方が該当するしないについて相談する際の体制というのはどのように取られているのでしょうか。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安部 卓） 附則第16項に該当するしないについては、認定経営革新等支援機関というところで確認を受け、それから軽減措置の手続となっております。認定経営革新等支援機関というのは名取市内だと6カ所あります。商工会や税理士、公認会計士等のところで実際にこのくらい収入が落ちていますというのを証明していただいて、証明書のようなものを発行していただき、それを申請するときに添付していただくという流れになっております。中小事業者等の方の経営相談というのは税務課ではできませんので、そういった専門機関で相談していただき確認書を出していただくという形になります。

○委員長（吉田 良） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 直接ではなく必ず商工会などで一回チェックを受けてから証明書をもって税務課に行くとは解釈しましたが、となると先ほどの答弁からすると1回目の商工会等に行くためのお知らせみたいなものも、先ほどの議案第52号のときにもありましたが、チラシの中にも詳しく書かれているということでよろしいでしょうか。

○委員長（吉田 良） 答弁、税務課長。

○税務課長（安部 卓） 中小企業庁等でもチラシを作っておりまして、現在ホームページ等でもお知らせされているところです。

○委員長（吉田 良） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） ほかになしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号 名取市都市計画税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（吉田 良） 起立全員であります。よって、議案第55号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。

議案第52号及び議案第55号に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（吉田 良） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終わります。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。

大変御苦労さまでした。

午前10時15分 散会

令和2年6月11日

総務消防常任委員会

委員長 吉田 良